

○

【令和5年度補正予算額（所要額） 13,000百万円】

＜対策のポイント＞

飼料生産基盤に立脚した畜産経営の推進に向けて、**耕畜連携による国産飼料の供給・利用拡大、飼料生産組織の規模拡大、中山間地域における飼料増産活動、国産飼料の販売拡大・広域流通体制の構築等**の取組を支援します。また、家畜改良センターの種子生産設備の強化により、海外品種から**国内育成品種への転換を促進**するとともに、**畜産クラスター事業**において、**飼料増産**に必要な施設整備や機械導入を支援する**優先枠**を措置します。

＜政策目標＞

飼料自給率の向上（25%〔平成30年度〕→34%〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 飼料自給率向上緊急対策事業等

6,000百万円

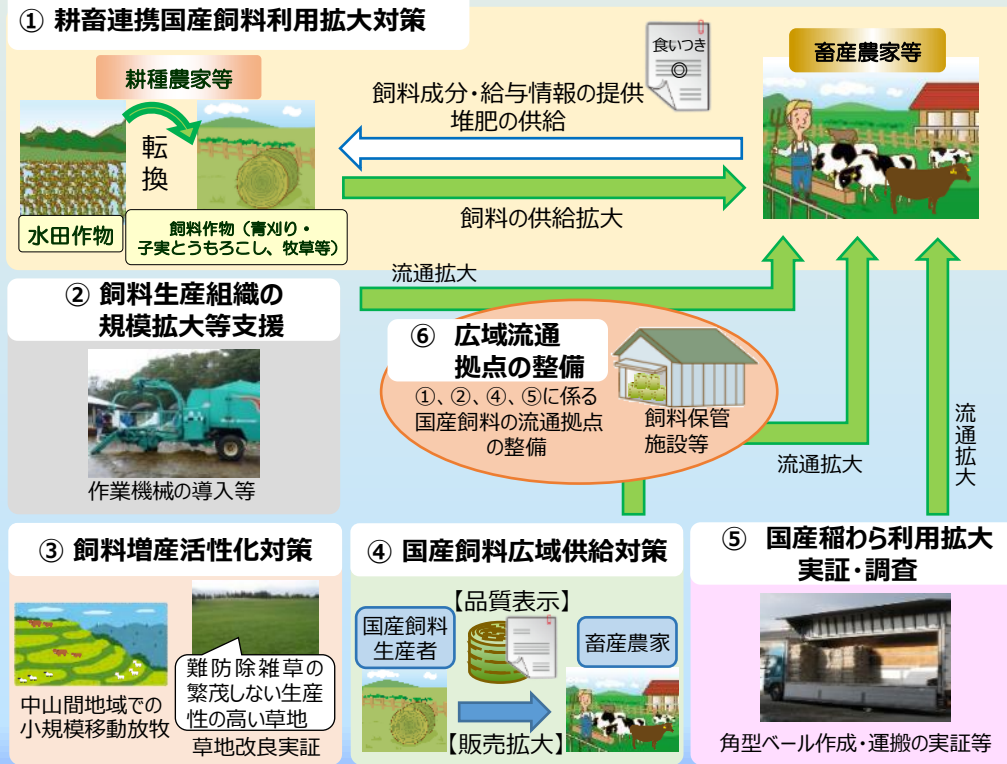
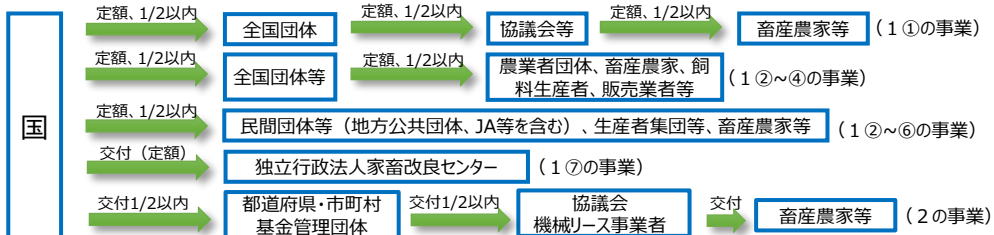
- ① **耕畜連携国産飼料利用拡大対策**
長期の契約に基づき、耕畜連携により供給が拡大する飼料について、畜産農家が耕種農家に飼料分析結果等の情報を提供する取組を支援します。
- ② **飼料生産組織の規模拡大等支援**
飼料生産組織の規模拡大に必要な機械導入や、畜産農家と長期契約を結び飼料生産組織が作業規模を拡大する取組を支援します。
- ③ **飼料増産活性化対策**
中山間地域での飼料増産活動や草地改良技術の実証の取組を支援します。
- ④ **国産飼料広域供給対策**
品質表示による国産飼料の販売拡大や広域流通体制の構築を支援します。
- ⑤ **国産稲わら利用拡大実証・調査**
利便性の高い国産稲わら等を形成・流通するのに必要な実証・調査を支援します。
- ⑥ **広域流通拠点の整備**
国産飼料の流通拠点の整備を支援します。
- ⑦ **国産飼料用種子の供給能力強化**
家畜改良センターの種子生産施設を強化します。

2. 畜産クラスター事業（飼料増産優先枠）

(所要額) 7,000百万円

飼料増産に必要な施設・機械の導入のための優先枠を措置します。

＜事業の流れ＞



[お問い合わせ先] (1 ①～⑥の事業) 畜産局飼料課 (03-6744-7192)
 (1 ⑦の事業) 畜産振興課 (03-6744-2276)
 (2の事業) 企画課 (03-3501-1083)

<対策のポイント>

国内の飼料生産基盤に立脚した畜産経営の推進に向けて、国産飼料について、広域流通を促進するための品質基準の検討や品質表示により販売を拡大する取組、流通体制の構築等を支援します。

<事業目標>

飼料自給率の向上（25%〔平成30年度〕→34%〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 国産飼料の品質基準の検討、販売拡大

① 品質基準の検討

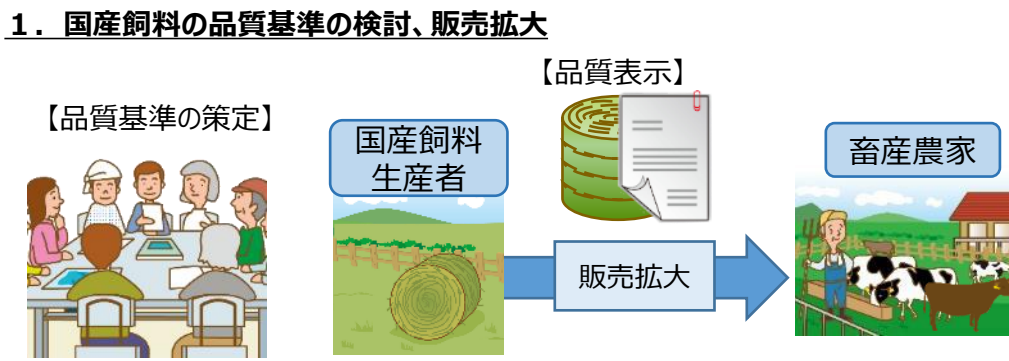
国産飼料の流通を促進するため、品質基準を策定する取組やその基準を普及させる取組に対して支援します。

② 品質表示による販売拡大

国産飼料生産者が品質表示を行いつつ販売を拡大する取組に対して奨励金を交付します（拡大分数量払い）。

【交付対象】 青刈りとうもろこし、ソルゴー、牧草 8,300円/t以内
子実用とうもろこし 12,200円/t以内

（関連事業）広域流通拠点の整備 国産飼料の流通拠点の整備を支援します。



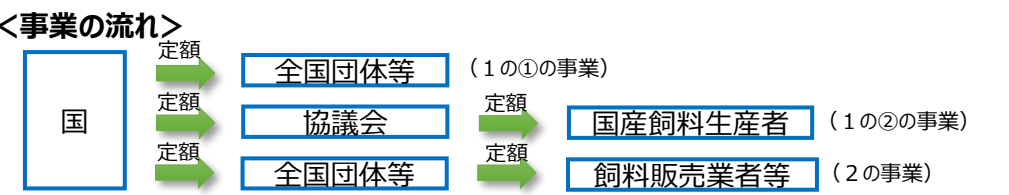
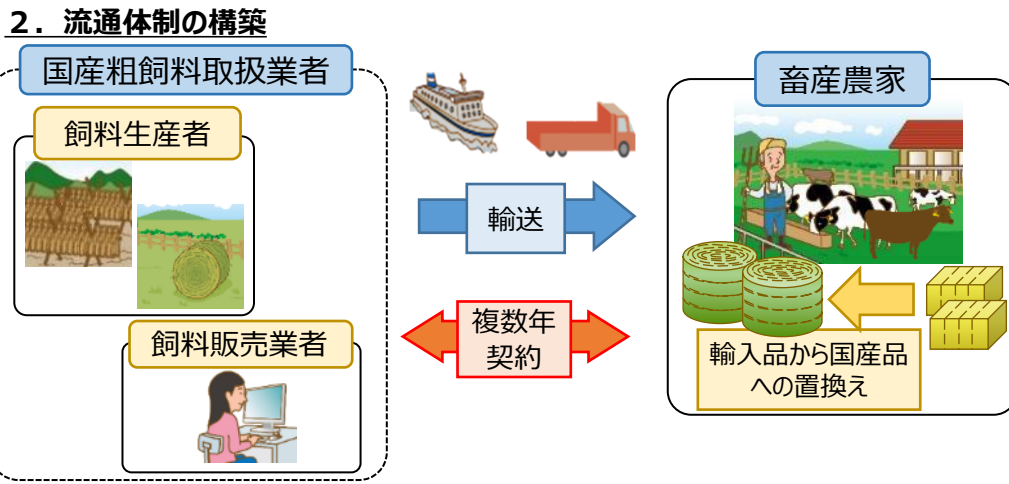
2. 流通体制の構築

国産粗飼料取扱業者が、畜産農家と複数年の販売契約を締結して、国産粗飼料の広域流通を拡大する取組を輸送距離に応じて支援します（拡大分数量払い）。

【交付対象】

輸送距離	50km～	100km～	500km～	1,000km～※	1,500km～※
補助単価	2千円/t	5千円/t	10千円/t	15千円/t	20千円/t

※ 1,000km以上の2区分については、効率的な輸送に係る要件を満たす必要。



【お問い合わせ先】（1の事業）畜産局飼料課（03-6744-2399）
（2の事業）飼料課（03-3591-6745）